

平成18年度高齢者虐待の状況について

I はじめに

「高齢者虐待」は、高齢者の尊厳にかかる人権上の重要な問題です。このような認識の下、平成17年11月1日に国会において「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（以下「高齢者虐待防止法」といいます。）」が可決・成立し、平成18年4月1日から施行されました。

この法律では、住民にもっとも身近な市町村が具体的な対策の担い手として、高齢者虐待の早期発見・早期対応や養護者支援を図ることとされています。

そのため、高齢者虐待防止法施行後、府内市町村では、関係機関と連携しながら、高齢者虐待防止の体制整備や個別事案への対応を行ってきたところです。

また大阪府では、高齢者虐待の正しい理解の普及と啓発に努めますとともに、市町村をはじめ、関係団体・関係機関と連携し、高齢者虐待防止のための取組を進めてきました。

この度、高齢者虐待防止法に基づき、府が市町村より報告を受けた内容を「平成18年度高齢者虐待の状況」として取りまとめましたので、公表します。

公表する内容のうち、「養介護施設従事者等による高齢者虐待」については、高齢者虐待防止法第25条の規定により公表するものです。また、「家庭内における高齢者虐待」については、大阪府が市町村の協力を得て独自に調査した結果を公表するものです。

II 高齢者虐待事案の状況

1 養介護施設従事者等による高齢者虐待

平成18年4月～平成19年3月において、高齢者虐待防止法に基づき、市町村から報告のあった事案を大阪府で取りまとめた結果は、次のとおりです。

□概要

- 養介護施設従事者等による高齢者虐待事案は、4件（5人）です。
- 虐待の種別は、全ての事案において身体的虐待がみられました。
- 全ての事案について、市町村が「施設等に対する指導を行う」などの対応を行いました。

□集計結果

①報告件数

虐待事実確認件数	4 件 (5 人)
----------	-----------

() 内は、虐待を受けた人数

②被虐待者の状況

性 別	男 性	女 性
	1 人	4 人

年齢	65歳~69歳	70歳~74歳	75歳~79歳	80歳~84歳	85歳~89歳	90歳~94歳	95歳~99歳	100歳以上
	—	1 人	—	2 人	—	1 人	1 人	—

要介護 度	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
	—	—	—	—	2 人	3 人	—

虐待の種別 (重複あり)	身体的虐待	儀・世話の放棄・抜	心理的虐待	性的虐待	経済的虐待
	5 件	1 件	2 件	0 件	1 件

虐待があった養介 護施設等の種別	介護老人福祉施設	訪問介護
	3 件 (4 名)	1 件 (1 名)

虐待を行った養介護 施設従事者等の職種	介護職員	その他
	3 名 (4 件)	1 名 (1 件)

市町村 が行っ た対応	施設等に対する 指導	施設等からの改善 計画の提出	虐待を行った養介護施設従 事者への注意・指導	介護保険法の規定に基づく 勧告・命令・処分(※)
	全件	3 件	—	—

(※) 主として地域密着型サービスについて

2 家庭内における高齢者虐待

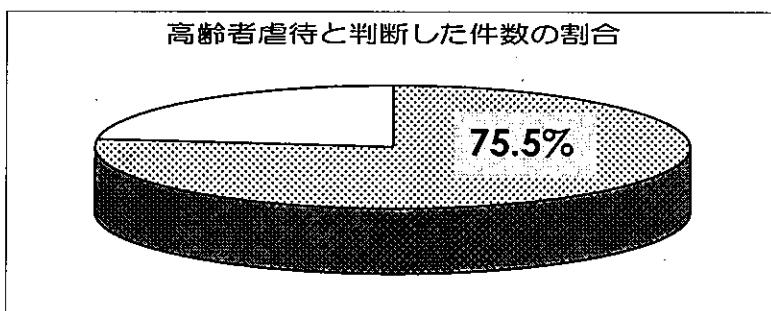
平成18年4月～平成19年3月における家庭内の高齢者虐待事案の状況について、府内市町村に報告を依頼、協力の上、本府で取りまとめたもので、その結果は、次のとおりです（速報値）。

□概要

- 「家庭内での高齢者虐待事案」に関わる相談・通報事案は、1,205件であり、うち市町村が虐待と判断した事案は、910件です（相談・通報事案の約75.5%）。
- 虐待の種別は、身体的虐待が562件（約61.8%）と最も多くなっています。
- 虐待と判断した事案に対して、市町村等が訪問により事実確認を行った事案が738件（約81.1%）であり、また高齢者虐待防止法に基づき市町村が立入調査を行った事案は7件（約0.8%）です。

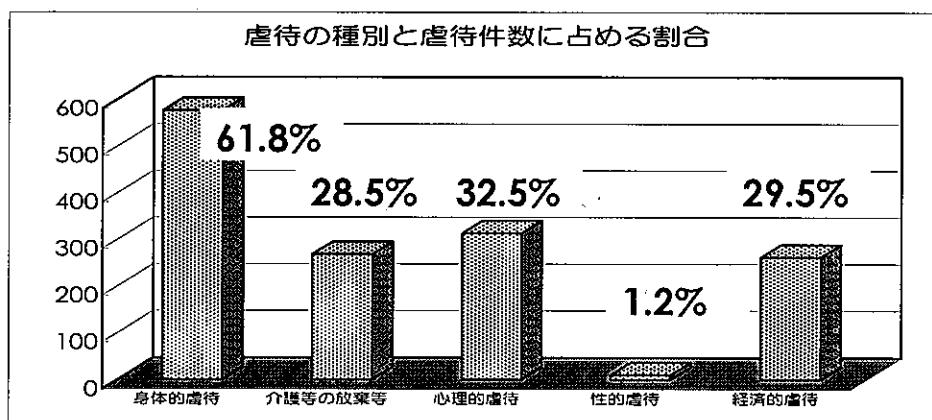
□集計結果

①高齢者虐待事例と思われる相談・通報件数等



家庭内での高齢者虐待と思われる相談・通報件数	1,205 件
うち、虐待と判断した件数	910 件

②虐待の種別



虐待の種別 (重複あり)	身体的虐待	介護・世話の放棄・放任	心理的虐待	性的虐待	経済的虐待
	562 件	259 件	296 件	11 件	268 件

③事実確認の状況

訪問による事実確認	関係者から情報収集のみによる事実確認	立入調査
738 件	374 件	7 件

III 今後の大坂府の取組

大阪府では、これまで法律の制定前から高齢者虐待に取り組み始めていた市町村に対し、体制整備の支援や人材育成、対応困難な事案への専門相談、府民への啓発活動などに取り組んできました。

法施行を受け、市町村を責任主体とした制度的対応が整備されたことを踏まえ、全ての市町村で高齢者虐待の対応の窓口の明確化や権利擁護業務を担う地域包括支援センターの設置など体制整備が進められました。法施行 2 年目に入る今年度、今後は制度発足に伴い顕在化してきた高齢者虐待事案を教訓にすべての市町村が的確に対応できるよう市町村を支援していくことが必要となっています。

そのため、昨年度の調査結果を十分参考にし、近く実務有識者や施設関係者、市町村などから構成する「高齢者虐待防止広域的システム検討実務者会議」を発足させ、事例分析などを通じ、また、施設内での身体拘束廃止への体制作りを支援するため「身体拘束ゼロ推進に関する研究会」を設置し、標準マニュアルを作成するなど、身体拘束を含めた高齢者虐待に対する市町村や施設での一層効果的な対応が図れるよう取組を強くして参ります。

参考・法の概要

1 名称

「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」

2 施行

平成18年4月1日

3 主な内容

- 高齢者虐待の定義を法律上明確にした。
 - ・この法律における高齢者とは65歳以上の者
 - ・高齢者虐待とされる行為は次のとおり
　身体的虐待、介護・世話の放棄・放任、心理的虐待、性的虐待、経済的虐待
- 家庭内の虐待と施設や在宅サービス事業の従事者による虐待を対象とする。
- 市町村を高齢者虐待防止の具体的な対策の担い手と位置づけた。
- 高齢者虐待の早期発見・早期対応を図るため、市町村が情報の一元的な窓口になるとともに立入調査等の権限が与えられた。
- 高齢者を養護する者の支援を行い、その負担の軽減を図ること。